令和８年第９回霧島市農業委員会定例会総会	
日　　時	令和８年９月 30 日（水）　14：05～15：10
出席農業委員 （19 名）	1 番　有　村　祐　亮 2 番　岡　村　勝　敏 3 番　鎌　田　陽　一　（会長職務代理者） 4 番　中　園　真　一 5 番　上　原　雄　二 6 番　清　水　和　子 7 番　尾　谷　光　幸 8 番　長　﨑　惠里子 9 番　笹　峯　久　雄 10 番　常　盤　信　一 11 番　二月田　　努 12 番　竹ノ内　裕　子 13 番　中　村　優　志 14 番　相　良　　悟 15 番　肥　後　亮　子 16 番　東　鶴　昭　雄 17 番　山之内　　悟 18 番　今　村　浩　一 19 番　槐　島　睦　夫　（会 長）
欠席委員 （0 名）	
事務局	事務局長　尾辻　ｸﾞﾙｰﾌﾟ長　横山　主査　堀之内　主任主事　船盛　主事　福迫
議事日程	「事務局報告」 1「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定」について 2「農地利用変更届」について 3「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定」について 4「農業振興地域整備計画一部変更申出の意見決定」について 5「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定」について 6「農地法第５条事業計画変更承認申請の処分決定」について 7「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定」について 8「非農地証明願」について 9「霧島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部改正」について

開 会　14 時 05 分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長）	それでは、令和８年第９回霧島市農業委員会定例総会を開催いたします。 本日の出席農業委員は 19 名です。よって本会は、農業委員会等に関する法律第 27 条第３項に基づき、出席委員が過半数に達しているため、会議は成立しております。本日の議事日程につきましては、配布しました議案書のとおりです。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いいたします。事務局。
事務局	〔事務局より議案の修正等を報告〕
議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員を議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしと認めます。本日の議事録署名委員は、５番委員と６番委員の両名を指名いたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長等が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	事務局報告が終わりました。それでは議事に入ります。

△　議案第１号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定」について

議長（会長）	議案第１号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定」について議題とします。農用地利用集積等促進計画案の意見決定をするため審議を求めます。今月は、所有権移転２件、中間管理権設定 22 件について市長から意見を求められております。 また、農地法第 18 条第６項の解約通知が 32 件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されましたので、事務局へ一括報告を求めます。事務局。
事務局	議案第１号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定」について報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律の所有権移転２件、筆数３筆、面積 10,544 ㎡、利用権設定 22 件、筆数 44 筆、面積 80,055 ㎡。このことにつきまして、現地調査及び協議された結果、全件要件を満たしており妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りします。議案第１号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定」につきましては、承認すると意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は、承認すると意見決定し、その旨を市長に答申します。

△　議案第２号　「農地利用変更届」について

議長(会長)	次に、議案第２号「農地利用変更届」について議題とします。当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が２件提出されておりますので、審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。霧島１と霧島２を４番委員。
４番委員	２号１番。届出地は、峰之前自治公民館の北に位置し、現況は畑である。利用変更目的は、農業用施設 196 ㎡を建築するものである。工事内容は、そのまま土地を利用し、簡易サイロを

	設置するものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、届出は妥当なものと思われる。 ２号２番。届出地は、大田小学校の北西に位置し、現況は畑である。利用変更目的は、農業用施設 179 ㎡を建築するものである。工事内容は、そのまま土地を利用し、農業用倉庫を設置するものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響は軽微であると思われる。以上のような理由により、届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第２号「農地利用変更届」につきましては、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は、受理することに決定しました。

△ 議案第３号　「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定」について議題といたします。当委員会に対し、農地法第３条の規定による許可申請が 20 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。なお、国分１と牧園 19 については議事参与となりますので、別途審議します。それでは、調査委員の報告を求めます。国分２を３番委員。
３番委員	３号２番。申請地は、姶良東部公設地方卸売市場の西に位置し、現況は田である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは３名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく、国分３と国分４を 10 番委員。
10 番委員	３号３番。申請地は、道場口公民館の南東に位置し、現況は畑である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 ３号４番。申請地は、隼人東インターチェンジの南西に位置し、現況は田である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく、国分６を 17 番委員。
17 番委員	３号６番。申請地は、市営上井団地の西に位置し、現況は畑である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく、国分７と国分８を 18 番委員。
18 番委員	３号７番。申請地は、川原小学校の南西に位置し、現況は畑である。申請地には、譲受人の

	※※さんが令和 10 年２月までの使用収益権を設定しているが、今回の申請にあたり解約通知が提出されている。受人の※※さんは１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 ３号８番。申請地は、市営真孝団地の北東に位置し、現況は畑である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人９と隼人 10 を 13 番委員。
13 番委員	３号９番。申請地は、市営小田団地の南西に位置し、現況は田である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 ３号 10 番。申請地は、三体小学校の西に位置し、現況は畑である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺 11 から溝辺 13 を９番委員。
９番委員	３号 11 番。申請地は、市営空港南タウン２の北東に位置し、現況は樹園地である。申請地には、※※さんが令和 16 年 10 月までの使用収益権を設定しているが、今回の申請にあたり解約通知が提出されている。受人の※※さんは２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 ３号 12 番。申請地は、市営空港南タウン２の北東に位置し、現況は畑である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 ３号 13 番。申請地は、下桑ノ丸公民館の東に位置し、現況は畑である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、横川 14 と横川 15 を２番委員。
２番委員	３号 14 番。申請地は、市営十文字団地の南東に位置し、現況は不耕作である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われる

	ため、許可相当と思われる。 ３号15番。申請地は、前川内集落センターの北に位置し、現況は田である。申請地には、※※さんが令和 12 年 12 月までの使用収益権を設定しているが、今回の申請にあたり解約通知が提出されている。受人の※※さんは２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園 16 と牧園 17 を６番委員。
６番委員	３号16番。申請地は、上水堀公民館の北西に位置し、現況は不耕作である。申請地には、※※さんが令和 12 年７月までの使用収益権を設定しているが、今回の申請にあたり解約通知が提出されている。受人の※※さんは２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 ３号17番。申請地は、牧園 10 区自治公民館の北に位置し、現況は畑である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく、牧園 18 を８番委員。
８番委員	３号18番。申請地は、塩浸温泉龍馬公園の北東に位置し、現況は畑である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、霧島 20 を４番委員。
４番委員	３号20番。申請地は、泉水公民館の南東に位置し、現況は田である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく、霧島 21 を７番委員。
７番委員	３号21番。申請地は、市営清水団地の南西に位置し、現況は不耕作である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定」について、国分１と牧園 19 を除く案件について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、国分１と牧園 19 を除く案件は許可とすることに決定しました。 次に、国分１を審議しますので、17 番委員は退席をお願いします。
	〔17 番委員退席〕
議長（会長）	それでは、調査委員の報告を求めます。国分１を３番委員。
３番委員	３号１番。申請地は、国分湊多目的集会施設の西に位置し、現況は田である。申請地には、※※さんが令和 11 年７月までの使用収益権を設定しているが、今回の申請にあたり解約通知が提出されている。受人の※※さんは２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定」の国分１について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定しました。 ここで、17 番委員の退席を解きます。17 番委員は着席してください。
	〔17 番委員着席〕
議長（会長）	17 番委員に報告します。国分１につきましては、許可とすることに決定しました。 次に、牧園 19 を審議しますので、６番委員は退席をお願いします。
	〔６番委員退席〕
議長（会長）	それでは、調査委員の報告を求めます。牧園 19 を８番委員。
８番委員	３号 19 番。申請地は、ユピテルフィールドパーク霧島（旧みやまの森運動公園）の南に位置し、現況は不耕作である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは３名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定」の牧園 19 について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定しました。 ここで、６番委員の退席を解きます。６番委員は着席してください。
	〔６番委員着席〕
議長（会長）	６番委員に報告します。牧園 19 につきましては、許可とすることに決定しました。

△ 議案第４号　「農業振興地域整備計画一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第４号「農業振興地域整備計画一部変更申出の意見決定」について議題といたします。当委員会に対し、農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の用途区分変更１件について、市長から意見を求められておりますので、意見決定をするため審議を求めます。なお、本案件については議事参与となりますので、６番委員は退席をお願いします。
	〔６番委員退席〕
議長（会長）	それでは、調査委員の報告を求めます。牧園１を８番委員。
８番委員	４号１番。申出地は、中野公民館の北に位置し、現況は一部農業用施設建築済である。なお、令和８年３月頃一部舗装しプレハブを設置してしまったという始末書が添付されている。用途区分変更目的は、茶工場附帯施設（事務所・休憩所・トイレ・トラックスケール）１棟・駐車場にするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申出地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第４号「農業振興地域整備計画一部変更申出の意見決定」について、承認すると意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は、承認すると意見決定し、その旨を市長に答申します。 ここで、６番委員の退席を解きます。６番委員は着席してください。
	〔６番委員着席〕
議長（会長）	６番委員に報告します。本案件につきましては、承認すると意見決定し、その旨を市長に答申することに決定しました。

△　議案第５号　「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第５号「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第４条の規定による許可申請が５件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。溝辺１と霧島２を７番委員。
７番委員	５号１番。申請地は、溝辺小学校の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当するものと思われる。転用目的は、茶工場１棟・冷蔵庫棟１棟・駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。 ５号２番。申請地は、泉水公民館の南西に位置し、現況はロール置場である。なお、令和元年 10 月頃ロール置場にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は、農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当するものと思われる。転用目的は、ロール置場を整備するものであり、既に実行済である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分３と国分４を３番委員。

３番委員	５号３番。申請地は、霧島市消防局の西に位置し、現況は店舗等である。なお、昭和 52 年頃、店舗・物置・駐車場にしてしまったという経緯書が添付されている。農地区分は、第３種農地の都市的環境整備農地に該当するものと思われる。転用目的は、店舗１棟・物置２棟・駐車場を建築するものであり、既に実行済である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。 ５号４番。申請地は、国分湊多目的集会施設の西に位置し、現況は宅地である。なお、平成２年７月に宅地拡張、平成５年頃に倉庫を建築してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、第３種農地の街区内４割超宅地化農地に該当するものと思われる。転用目的は、宅地拡張（一般住宅）にするものであり、既に実行済である。また、隣接地、宅地の 190 ㎡を一体利用するもので、全体計画面積は 424 ㎡である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園５を６番委員。
６番委員	５号５番。申請地は、三体小学校の西に位置し、現況は造成済である。なお、令和６年１月から 10 月にかけて整備してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、第２種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、通路を整備するものであり、既に実行済である。また、隣接地宅地・雑種地の 15 ㎡を一体利用するもので、全体計画面積は 994.38 ㎡である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。お諮りいたします。議案第５号「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定しました。

△　議案第６号　「農地法第５条事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長(会長)	次に、議案第６号「農地法第５条事業計画変更承認申請の処分決定」について議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく農地転用事業計画変更承認申請が２件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。隼人１を 13 番委員。
13 番委員	６号１番。申請地は、小田東公民館の南に位置し、現況は不耕作である。転用目的は、蓄電施設・駐車場を建設するものである。農地区分は、第２種農地のその他の農地に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあるもと思われるため事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長(会長)	次に、溝辺２を 14 番委員。
14 番委員	６号２番。申請地は、陵南中学校の北に位置し、現況は畑である。転用目的は、宅地分譲 10 区画を整備するものである。農地区分は、第３種農地の都市計画用途地域内農地に該当するも

	のと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあるもと思われるため事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長(会長)	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(会長)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第６号「農地法第５条事業計画変更承認申請の処分決定」につきましては、承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長(会長)	全員賛成です。よって本案件は、承認することに決定いたしました。

△　議案第７号　「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定」について

議長(会長)	次に、議案第７号「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第５条の規定による許可申請が 17 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。 なお、国分１については、県への進達案件となります。また、牧園５につきましては、議事参与となりますので、別途審議いたします。それでは、調査委員の報告を求めます。国分１、国分３、溝辺４を 11 番委員。
11 番委員	７号１番。申請地は、霧島市消防局の西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第２種農地と第３種農地の 500m以内農地と都市的環境整備農地に該当するものと思われる。転用目的は、貸店舗４棟・貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。また、隣接地４条申請地と用悪水路・公衆用道路の 2,918 ㎡を一体利用するもので、用悪水路等の払い下げ等の申請中である。全体計画面積は 27,396 ㎡である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。 ７号３番。申請地は、国分南中学校の南に位置し、現況は田である。農地区分は、第１種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅１棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。 ７号４番。申請地は、石峯地区自治公民館の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は、第１種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅１棟と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分６を３番委員。
３番委員	７号６番。申請地は、市営住吉団地の北に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第３種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、宅地分譲４区画を整備するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく、国分７を 10 番委員。

10 番委員	７号７番。申請地は、国分中央高校小畑実習農場の南に位置し、現況は不耕作である。なお、申請地の一部は、平成 21 年度の転用許可により駐車場として利用されている。農地区分は、第３種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく、国分８を 18 番委員。
18 番委員	７号８番。申請地は、県営名波ハイタウンの西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第３種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、宅地分譲１区画を整備するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人９と隼人 10 を 12 番委員。
12 番委員	７号９番。申請地は、鹿児島空港の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第２種農地の 500m以内農地に該当するものと思われる。転用目的は、貸コンテナホテルを建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。 ７号 10 番。申請地は、隼人温水プールの北に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第３種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅１棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく、隼人 11 から隼人 15 を 13 番委員。
13 番委員	７号 11 番。申請地は、小田東公民館の南に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第２種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、蓄電施設・駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。 ７号 12 番。申請地は、浜之市団地の西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第２種農地の市街地近接農地に該当するものと思われる。転用目的は、貸駐車場・貸資材置場を整備するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。 ７号 13 番。申請地は、浜之市団地の西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第２種農地の市街地近接農地に該当するものと思われる。転用目的は、貸機材置場を整備するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。 ７号 14 番。申請地は、天降川小学校の西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第３種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、宅地分譲５区画を整備するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその

	他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。 ７号15番。申請地は、霧島市南部し尿処理場の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、第３種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、宅地分譲２区画・通路を整備するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺16と溝辺17を９番委員。
９番委員	７号16番。申請地は、論地地区自治公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は、第３種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、貸事務所１棟・貸洗車場・貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。 ７号17番。申請地は、論地運動公園の南に位置し、現況は畑である。農地区分は、第３種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、通路を整備するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。また、隣接地宅地の1,121.52㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1,128.52㎡である。なお、面積超過理由書が添付されている。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園19を８番委員。
８番委員	７号19番。申請地は、川原公民館の南東に位置し、現況は山林である。なお、平成10年頃植林してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、第２種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、山林にするものであり、既に実行済である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員の報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第７号「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定」についての国分１について、県に対し妥当であると進達することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は、県に対し妥当であると進達することに決定いたしました。 次に、牧園５を除く案件について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、牧園５を除く案件は許可とすることに決定しました。 次に、牧園５を審議しますので、６番委員は退席をお願いします。
	〔６番委員退席〕
議長（会長）	それでは、調査委員の報告を求めます。牧園５を12番委員。
12番委員	７号５番。申請地は、中野公民館の北に位置し、現況は一部農業用施設建築済である。なお、令和８年３月頃一部舗装しプレハブを設置してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、農用地区域内農地の農地利用計画指定用途に該当するものと思われる。転用目的は、茶工場附帯施設（事務所・休憩所・トイレ・トラックスケール）１棟・駐車場を建設するもの

	であり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。また、隣接地宅地の一部の 440 ㎡を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は 1,206 ㎡である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員の報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第７号「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定」についての牧園５について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定しました。 ここで、６番委員の退席を解きます。６番委員は着席をお願いします。
	〔６番委員着席〕
議長（会長）	６番委員に報告します。牧園５については、許可とすることに決定しました。

△　議案第８号　「非農地証明願」について

議長（会長）	次に、議案第８号「非農地証明願」について議題とします。当委員会に対し、非農地証明願が１件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。国分１を 10 番委員。
10 番委員	８号１番。願出地は、道場口公民館の南東に位置し、現況は宅地である。農地区分は、第２種農地に該当するものと思われる。非農地となった時期については、非農地証明願添付資料等により、平成元年６月頃に隣接地宅地の居宅を建築し、それ以降一体利用され宅地の状態であったことが確認されている。証明基準該当事由は、建築物の敷地として相当なもので、農地への復元が著しく困難であり、かつ、建築後 20 年以上経過しているものに該当するものと思われます。周辺農地に係る営農条件に支障を生じる恐れはない。また、隣接農地への被害防除等に問題はない。以上のような理由により、非農地として認定することはやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員の報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第８号「非農地証明願」につきましては、願出地が農地でないと認定し、証明することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は証明することに決定しました。

△　議案第９号　「霧島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部改正」について

議長（会長）	次に、議案第９号「霧島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部改正」について議題とします。霧島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部改正について、意見決定するため審議を求めます。それでは、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局	推進委員の定数について、農地の状況等を勘案し、福山地区の定数を３名から２名へ、隼人

	地区の定数を２名から３名へ改めようとするものです。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第９号「霧島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部改正」につきましては、承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は承認することに決定しました。 次に、その他はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	無いようですので、令和８年第９回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。 本日はこれにて散会いたします。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。

閉 会　　15 時 10 分

議 長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

５番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

６番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿